

土壤及び海底土核種濃度分析業務  
仕様書

令和7年2月

福島県

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する土壌及び海底土核種濃度分析業務「(以下「本委託業務」という。）」について適用する。

2 目的

本委託業務は、本委託業務における受託者（以下「受注者」という。）が土壌及び海底土試料中に含まれるガンマ線放出核種及びストロンチウム-90 の放射能濃度の分析を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 分析試料数

種類	ガンマ線放出核種	ストロンチウム-90
分析試料数	34 試料	15 試料

5 月毎の分析試料数

測定項目	令和7年			令和8年
	5月	8月	11月	2月
ガンマ線放出核種	15 試料	2 試料	15 試料	2 試料
ストロンチウム-90	15 試料	—	—	—

6 提出書類

受注者は以下の書類を提出するものとする。

No	提出書類	提出期限
1	委託業務着手届	契約締結日から7日以内
2	委託業務工程表	契約締結日から7日以内
3	主任技術者選任届 (資格免状の写し及び経歴書を含む)	契約締結日から7日以内
4	作業従事者名簿 (経歴書を含む)	契約締結日から7日以内
5	分析結果報告書 (分析記録の写し等、「18 業務内容」に定めるものを含む)	試料採取月の翌月まで ※ ストロンチウム-90 放射能濃度 分析結果については、試料採取 月の翌々月まで
6	業務完了届	全ての業務が完了後速やかに

## 7 主任技術者等

- (1) 受注者は、以下のアとイの条件をいずれも満たす者を主任技術者として選任し、主任技術者選任届により発注者に提出するものとする。変更が生じた場合も同様とする。
  - ア 核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者のうちいずれかの免状を有すること。
  - イ 免状取得後の実務経験を3年以上有すること。
- (2) 主任技術者は、本委託業務の内容を熟知し、本委託業務の履行に必要な知識及び経験を有する者であり、業務を総合的に把握し調整を行う。
- (3) 分析業務に従事する者は、十分な技術と経験を持つ者とし、試料の相互汚染や損失などが起こらないようにすること。また、万一そのような事態が発生した場合は、直ちに発注者へ報告すること。
- (4) 法令により業務を行う環境等が定められている場合は、法令に適合する環境等で業務を行うこと。また、廃液等の処分も適切に行うこと。その他法令に定めがある事項についても遵守し本委託業務を実施すること。
- (5) 本業務にあたっては、ISO 17025 の認定を受けている、あるいは、少なくとも直近1年間に一回以上、公的機関等が実施する精度管理に参加し、当該公的機関等が設定した基準値を満足していること。

## 8 守秘義務

受注者は発注者の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本委託業務の履行中に知り得た業務に関する事項及び付属する事項を第三者に漏らしてはならない。

## 9 事故等の防止

事故等が発生しないよう十分留意して分析を行うこと。

## 10 損害の賠償

受注者は、業務中又は業務中以外にあっても、本委託業務における作業不良による原因で発注者又はその他第三者に対して損害を与えた場合は、その賠償の全責任を負うものとする。

ただし、発注者の責任又は天災その他不可抗力により発生したものは除く。

## 11 目的外使用の禁止

受注者はこの契約の内容を他の目的に使用してはならない。

## 12 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、個人情報の重要性に照らし、本委託業務の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (2) 本委託業務においては、この仕様書によるほか、定めがある場合はその法令及び規則によること。

## 13 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書及び契約書の各条の解釈において疑義が生じた場合は、受注者は、発注者と協議し決定すること。

## 14 費用負担等

本委託業務に必要な消耗品（薬品、分析器具等）、分析残渣や廃液の処分費用、教育、交通費に係る経費、試料等の送付および返送費用については受注者の負担とする。

## 15 その他

- (1) 本委託業務の履行に必要となる機器及び機材等については、受注者の負担で用意すること。
- (2) 発注者との打ち合わせ等の業務は、発注者が必要と認めたときに発注者の指定する場所で行うものとする。
- (3) 受注者は本委託業務の受注にあたり、本委託業務の内容に関する十分な知識、理解及び経験のある作業従事者を確保することが可能で、委託条件を遵守し、本委託業務が確実に履行できるものとする。
- (4) 仕様の軽微な変更については、発注者と受注者が協議したうえで決定する。
- (5) 発注者は、本委託業務に関して、受注者に必要な報告書等の提出を求めることができる。
- (6) その他不明な点については、発注者と協議し決定すること。

## 16 概要

- (1) 本委託業務は、次にあげる業務を定期的に行うものである。
  - ア 試料前処理及び前処理済み試料の発送
  - イ ガンマ線放出核種濃度分析
  - ウ ストロンチウム-90 放射能濃度分析
  - エ 分析結果等の報告及び分析済み試料の送付
  - オ その他



及び震災当初のセシウム 137 及びセシウム 134 の放出比 1 : 1 を考慮して計算したセシウム比（以下「理論比」とする。）が入ること確認し、発注者に連絡すること。なお、理論比が不確かさの範囲外になった場合には、発注者に連絡の上、再測定を実施すること。

- (カ) 人工核種のピークについて、ピークサーチで検出されないが、検出強度が  $3\sigma$  を超えている場合には、該当部分周辺のスペクトル拡大図を添付して報告すること。また、 $2\sigma$  を超えて注意ピークとなった場合、再測定の要否の判断材料とするため、ピーク形状や当該核種の生成過程等を踏まえ、 $2\sigma$  を超えた要因について考察したコメントを任意様式により併せて報告すること。
- (キ) 測定装置のバックグラウンド（測定時間は試料の測定時間の 2 倍程度以上）を 1 か月に 1 回測定し、人工核種による汚染がみられないことを確認したうえで、最新の測定結果を計算に際して用いること。
- (ク) エネルギー校正及び効率校正は 1 年に 1 回以上実施すること。なお、放射能測定法シリーズ No.7「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」により実施すること。また、計算に際して用いる校正結果は最新のものとする。
- (ケ) 分析する試料の試料重量、高さ、密度等の前処理記録は、分析結果とともに発注者に報告する。

- イ その他の分析条件については、発注者と協議のうえ設定すること。
- ウ 発注者が分析条件（検出下限値以外）の変更を指示した場合、それに従うこと。
- エ 発注者が再分析を必要と認めるときは、直ちに実施するとともに、速やかにその分析結果を報告するものとする。
- オ 分析結果に疑義が生じた場合、発注者の指示のもと原因の調査を行い、その結果をすみやかに発注者に報告すること。
- カ 分析方法については、確認を含め発注者と事前に協議を行うこと。

### (3) ストロンチウム-90 放射能濃度分析

受注者は、放射能測定法シリーズ No.2「放射性ストロンチウム分析法」に基づき、土壌及び海底土試料のストロンチウム-90 濃度の定量を行うこと。なお、分析条件は、以下の表のとおりとする。

また、分析方法については、確認を含め発注者と事前に協議を行うこと。

供試料量	約 100g
分析方法	イオン交換法
定量方法	ミルキングによる Y-90 鉄共沈物の測定（放射平衡は 2 週間以上とする）
測定機器	ローバックグラウンドガスフロー検出器

分析時間	濃度計算の基礎とする測定は 60 分を基本とし、加えて複数回測定により Y-90 の減衰が半減期 64.10 時間に従っていることを確認すること。
検出下限値	約 0.2~0.5Bq/kg 乾土
化学回収率	60%以上
効率校正	年 1 回以上
バックグラウンド測定	測定の都度

#### (4) 分析結果等の報告及び分析済み試料等の送付

##### ア 前処理記録及び分析結果

前処理記録及び分析結果については、試料採取月の翌月（ストロンチウム-90 放射能濃度分析結果については翌々月）までに、発注者が別途指定するメールアドレスに電子メールにより報告する。なお、以下の内容を全て含むものとする。

##### (ア) 前処理記録票

- a 土壌及び海底土試料の前処理について、採取地点名、前処理担当者名、湿重量、乾燥重量、乾燥率、ふるい分け方法、縮分方法等を記録したもの。
- b ガンマ線放出核種濃度分析について、採取地点名、前処理担当者名、試料重量・試料高さ・試料密度（測定容器などの風袋を除いた値）を記録したもの。

##### (イ) 分析結果

##### a ガンマ線放出核種濃度分析

- (a) 分析結果一覧表（Excel 形式、様式は別紙 2「分析結果報告様式」のとおり）
- (b) バックグラウンド測定結果
- (c) ガンマ線スペクトル図
- (d) 各測定において分析条件を記載した帳票
- (e) 別紙 3「分析対象ピーク一覧」のうち、報告対象としたピークに関する放射能濃度・検出限界値・計算方法を記載した帳票（帳票の記載順序はエネルギーの昇順とする）及び報告対象としたピークに関する放射能濃度・検出限界値を記録した CSV ファイル。

##### b ストロンチウム-90 放射能濃度分析

- (a) 分析結果一覧表（Excel 形式、様式は別紙 2「分析結果報告様式」のとおり）
- (b) 分析記録の写し及び測定の生データや計算過程等がわかる書類（任意様式）

##### イ 分析済み試料等の送付

##### (ア) ガンマ線放出核種分析試料

- a 試料名、採取地点、採取日時等を記載したラベルを添付し、おおむね1か月分毎にまとめて梱包したうえで、試料受領月の翌月末までに福島県環境創造センター環境放射線センター（南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-169）（以下、「環境放射線センター」という。）へ元払いにて送付すること。
- b 残試料及びふるい後残渣は、分析終了後に元払いにて環境放射線センターへ返却すること。

(イ) ストロンチウム-90 放射能濃度分析

残試料及びストロンチウム-90 放射能濃度分析のミルク母液は、分析終了後に元払いにて環境放射線センターへ返却すること。その他の廃液は分析工程に問題が無いことを受注者で確認した上で随時適切に廃棄すること。

(5) 注意事項

ア 異常時の対応及び報告

本委託業務の実施において、異常等が発生した場合は、速やかにその旨について発注者に連絡すること。

イ 安全管理

作業従事者の安全管理については、放射線防護対策を含め受注者が行うものとし、安全具の装着、安全教育を行うなど、作業安全に万全を期するものとする。

ウ その他

発注者が指示する場合は、その指示事項を遵守して業務を実施すること。